

# 日の出町公共施設等総合管理計画 (ガイドライン)



日の出町「ひのでちゃん」

平成 29年 2月 策定  
令和 4年 3月 改訂  
令和 7年 3月 追補

日の出町



## 【 目 次 】

第1章 公共施設等総合管理計画について	2
第1節 策定の背景と目的	2
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画期間	3
第4節 対象とする公共施設等	4
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	12
第1節 建築系公共施設	12
第1項 保有数量	12
(1) 施設類型別の保有数量	12
(2) 町民一人あたりの延床面積	13
第2項 建築年度別の状況	14
(1) 経過年数別の状況	14
(2) 施設類型別の状況	15
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	16
第3項 耐震化の状況	17
第4項 避難所等の指定の状況	17
第5項 運営・管理状況	18
(1) 指定管理者制度の導入状況	18
(2) 施設の複合化の状況	20
第6項 維持管理・更新等費用の状況（建築系公共施設）	21
第2節 インフラ系公共施設	22
第1項 道路	22
第2項 トンネル	22
第3項 河川	22
第4項 橋りょう	23
第5項 下水道	24
第6項 公園等（グラウンド・農園等）	25
第7項 その他インフラ系公共施設	26
(1) 工作物	26
(2) 土地	26
第8項 維持管理・更新等費用の状況（インフラ系公共施設）	27
第3節 人口	28
第1項 人口の推移と推計	28
(1) 人口の推移	28
(2) 将来人口の見通し	28

(3) 年齢三区分別の構成状況 .....	29
第2項 地域別人口の状況 .....	30
(1) 人口総数及び人口密度 .....	30
(2) 年齢三区分別の状況 .....	30
第4節 財政 .....	32
第1項 一般会計 .....	32
(1) 歳入の推移 .....	32
(2) 歳出の推移（性質別） .....	33
(3) 普通建設事業費の内訳 .....	34
(4) 基金残高 .....	35
(5) 一部事務組合等への負担金 .....	35
第2項 下水道事業特別会計 .....	36
(1) 歳入 .....	36
(2) 歳出 .....	36
(3) 投資的経費の推移 .....	37
第5節 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み .....	38
第1項 試算方法 .....	38
(1) 共通事項 .....	38
(2) 建築系公共施設の試算条件 .....	40
(3) インフラ系公共施設の試算条件 .....	41
第2項 試算結果 .....	44
(1) 建築系公共施設の試算結果 .....	44
(2) インフラ系公共施設の試算結果 .....	46
(3) 公共施設等全体にかかる維持管理・更新等費用と財源の見込み .....	49
(4) 長寿命化等の対策の効果額 .....	51
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 .....	54
第1節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 .....	54
第1項 全庁的な取組体制 .....	54
第2項 町民との情報共有 .....	54
第2節 現状や課題に関する基本認識 .....	55
第3節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 .....	56
第1項 点検・診断等の実施方針 .....	57
第2項 維持管理・更新等の実施方針 .....	58
第3項 安全確保の実施方針 .....	59
第4項 耐震化の実施方針 .....	59
第5項 長寿命化の実施方針 .....	60
第6項 ユニバーサルデザイン化の推進方針 .....	60
第7項 脱炭素化の推進方針【今回追加】 .....	60-2
第8項 統合や廃止の推進方針 .....	61

第9項	PPP／PFIの活用方針	61
第10項	広域連携の実施方針	62
第11項	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	62
第4節	PDCAサイクルの推進方針	63
<b>第4章</b>	<b>施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b>	<b>66</b>
第1節	建築系公共施設	66
第1項	学校教育系施設	66
第2項	住民文化系施設	69
第3項	社会教育系施設	72
第4項	産業関連施設	75
第5項	子育て支援施設	79
第6項	保健・福祉施設	82
第7項	行政系施設	86
第8項	公営住宅	89
第9項	公園	91
第10項	その他	92
第2節	インフラ系公共施設	93
第1項	道路	93
第2項	橋りょう	94
第3項	トンネル	94
第4項	下水道	95
第5項	公園等（グラウンド、農園等）	95
第3節	土地	98
<b>資料編</b>		<b>100</b>

### 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する 基本的な方針

---

※ 第3節に「第7項 脱炭素化の推進方針」を加える。

## 第7項 脱炭素化の推進方針

「日の出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和6年度策定）」では、倉庫等の一部の施設を除く建築系公共施設および公園、下水道マンホールポンプ施設、公用車等の町施設全体で、温室効果ガス排出量の削減目標を定めています。これに基づき、公共施設等の改修や更新を行う際には、経済的合理性を踏まえたうえで、脱炭素化に寄与する建築・設備の導入に努めます。

国が令和22年までに設置可能なすべての公共施設に太陽光発電設備を設置することを目標としていることを踏まえ、当町でも建築系公共施設の屋上や未利用地等への太陽光発電設備の導入検討を進め、照明のLED化等の省エネ性能に優れた機器への入替え、節水器具の導入を積極的に推進します。また、町の特性を活かした木質バイオマス等の自然エネルギーを利用した再生可能エネルギーシステムの導入についても検討します。

このほか、建物の改修や更新、新規整備の際には、通風や採光等への配慮、複層ガラスの導入、断熱性・気密性の向上等による消費エネルギーの削減やZEB<sup>1</sup>化の促進を設計段階から検討します。また、多摩産材の活用推進など、木造化・木質化にも努め、温室効果ガスの排出量の削減・吸収作用の保全や強化につながる施設整備により、環境負荷低減策を促進します。加えて、建設副産物の発生を抑制する工法や資材の採用、再生資材の利用促進と、建設廃棄物の再利用に努めます。

公共施設等の維持管理にあたっては、植栽整備などによる緑地の確保や建物の壁面緑化に努めるとともに、散水やトイレ用水などへの雨水利用を見据え、施設への雨水貯留槽等の導入に努めます。このほか、機器等の更新を計画的かつ一括して行うことで、スケールメリットを生かしながら、省エネ化のスピードアップを図ります。

### 脱炭素化の推進方針

- ① 太陽光発電の拡充、断熱改修、LED化等の環境負荷低減策を推進（再掲）
- ② 木質バイオマス等の自然エネルギー設備の導入検討
- ③ 多摩産材の活用推進、施設緑化など、温室効果ガス排出量削減等を促進
- ④ 建設副産物の発生抑制および建設廃棄物の再利用

<sup>1</sup> ZEB：Net Zero Energy Building の略。建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物のこと。

日の出町公共施設等総合管理計画  
(ガイドライン)

発行年月／平成29年 2月

改訂年月／令和 4年 3月

追補年月／令和 7年 3月

発 行／日の出町

編 集／日の出町 企画財政課

〒190-0192

東京都西多摩郡日の出町平井2780

電話 042-597-0511 (代表)